

大阪市北区役所メッセージソング「あなたとともに」利用規約

（目的）

第1条 この利用規約（以下、「規約」という。）は、大阪市北区長（以下「区長」という。）が、区民へ伝えたい職員の思いを音楽にした大阪市北区役所メッセージソング「あなたとともに」（以下、「作品」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（楽譜）

第2条 作品の楽譜は、別紙1のとおりとする。

（歌詞）

第3条 作品の歌詞は、別紙2のとおりとする。

（著作権等）

第4条 作品の著作権は、区長が有する。

（利用できる範囲）

第5条 作品を利用しようとするとき、この規約に同意した者は、楽曲部分の著作物の演奏・複製・公衆送信、及び歌詞部分の著作物の歌唱・口述・複製・公衆送信、並びに第8条の区長の承認を受けた歌詞の変更及び編曲について、利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、作品は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用を認めない。

（1）本市の信用や品位を損なう、又はそのおそれがあるとき

（2）著作権等を自己で管理するなど、独占的に利用するとき

（3）法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるとき

（4）営業目的で利用するとき

（5）特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用するとき

（6）前各号に定めるもののほか、その使用が第1条に定める使用目的に鑑みて不相当であると区長が認めるとき

（利用料）

第6条 個人・法人に関わらず、前条の規定に基づく利用に限り無料とする。

（歌詞等の変更）

第7条 次条第2項の事前の承認があった場合に限り、歌詞の変更及び編曲は可能とする。

（利用承認）

第8条 前条の規定による承認を受けようとする者は、大阪市北区役所メッセージソング「あなたとともに」歌詞変更・編曲利用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、大阪市北区役所メッセージソ

グ「あなたとともに」歌詞変更・編曲利用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

（遵守事項）

第9条 第7条に基づく利用にあたり、次の各号を遵守すること。

- （1）楽譜を変更して利用しないこと。ただし、楽譜の変更を伴う第8条第2項の編曲の事前承認を受けており、承認された変更内容に従って利用する場合は、この限りではない。
- （2）歌詞等を変更した製作物について、著作権等を自己で管理したり、著作権管理団体等へ登録しないこと。
- （3）前条第2項の事前承認を受けて発生した権利の第三者への譲渡や転貸を行わないこと
- （4）歌詞の変更等にあたり前条第2項の事前承認を受けた利用目的以外には使用しないこと。承認した目的以外に利用を希望する場合には、区長に別途申請すること。

（違反者等に対する取扱い）

第10条 区長は、作品を利用している者がこの規約に違反したときは、その利用の差し止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 区長は、前項の規定による請求等を受けた者に対して、利用物件の回収を求めることができる。

3 区長は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。

- （1）前2項の規定による請求等及び利用物件の回収その他作品の利用に関して利用者に生じた損害又は損失
- （2）利用者が、作品の利用によって第三者に対して与えた損害又は損失

（使用の禁止）

第11条 北区の都合により、区長はいつでも作品の利用を禁止することができる。この場合、利用者が被った損害又は損失について、区長は一切その責めを負わないものとする。

（紛争解決）

第 条 本規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、当事者により誠意をもって協議決定の上解決する。

2 本規約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（委任）

第12条 この規約に定めるもののほか、作品の利用に関し必要な事項は、区長が別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成30年6月27日から実施する。